田代地区生きがい活動支援通所事業が変わります

4月1日から、「田代地区生きがい活動支援通所事業」の利用料と対象が変わります。

利用料
・市民税非課税世帯
1、000円
（改正前800円）
・生活保護世帯
800円（改正前600円）
※市民税課税世帯の利用料（1、300円）はこれまでと変わりません。

対象
田代地域に居住しているおおむね70歳以上のかたで、介護申請をして「自立」と認定されたかた。ただし、17年度から継続して利用しているかたは、これまで通り利用出来ます。
※現在利用しているかたは、手続きは必要ありません。

申・問 田代総合支所福祉環境課 ☎54－3313

消防署比内分署で救急業務を開始します

市では、消防署比内分署に4月1日から救急自動車を配備し、救急業務を開始します。

これにより、比内地域や十二所地区での救急要請には、本署（根下戸新町）から出動するよりも、5分程度早く現場に到着出来るようになります。
※救急・消防自動車などが緊急走行する際には、ご協力をお願いします。

問 消防総務課 ☎43－4151（内線213）

健康相談が一部変わります

これまで偶数月の8日に、釈迦内公民館で実施していた健康相談を4月からは行いません。保健センターやその他の会場をご利用ください。
下川沿公民館での健康相談は、偶数月の20日に変更になります。

問 保健センター ☎42－9055

豪雪で農業施設等へ被害を受けた農業者の皆さんへ
無利子の資金を融資あっせんします

問 農林課（内線294）

今冬の豪雪で、農業施設等へ被害を受けた農業者の皆さんに、無利子の資金を融資あっせんしますので、お早めにお問い合わせください。

対象資金
①農業近代化資金
②農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

対　象
市が被害認定した（被害認定するまで被害に遭った施設は、現状のまま保存しておいてください）次のどちらかの農家
・認定農業者
・農業所得が主で、65歳未満の農業従事日数60日以上の世帯員がいる農家

貸付利率・無利子
債務保証料・県が全額負担
償還期間
①農業近代化資金・15年以内（3年据置可能）
②農業経営基盤強化基金・25年以内（10年据置可能）

資金使途
農業生産施設の復旧などに要する経費（ハウス・畜舎・農舎などの復旧、果樹棚の修復、果樹の植栽などに要する経費）
※ただし、運転資金は対象になりません。

問い合わせ期限・6月30日（金）まで
（果樹の植栽に限り11月30日まで）

広報大館3月1日号18ページの交通災害共済金の保障内容に誤りがありました。おわびして訂正し、再度掲載します。

交通災害共済・不慮の災害共済にご加入ください

申・問 生活環境課（内線247）

18年度（4月1日～19年3月31日）の「交通災害共済」と「不慮の災害共済」の加入を受け付けます。

○交通災害共済
歩行中や乗り物に乗車中に交通事故に遭った場合など
掛け金・400円

○不慮の災害共済
作業中の事故、スポーツやレクリエーション中の事故、自然災害の事故に遭った場合など
掛け金・600円

※セットで加入すると、ほとんどの災害が対象となります。
この共済制度は、本市に住民登録及び外国人登録をしているかたであれば、どなたでも加入出来ます。しかも、年齢制限はありません。

申し込み方法
広報大館3月1日号と同時に配布した申込用紙に必要事項を記入し、生活環境課またはお近くの総合支所、出張所で手続きをしてください。

交通災害共済金（掛け金・400円）

保障内容（通院及び入院期間が支給対象となります）

傷害	通院	1日につき	800円
	入院	1日につき	2,000円
後遺障害	第1級		1,000,000円
	第2級		800,000円
	第3級		700,000円
	第4級		600,000円
	第5級		500,000円
死亡			1,000,000円

注　傷害は最低15,000円～最高200,000円

不慮の災害共済金（掛け金・600円）

保障内容（入院期間のみ支給対象となります）

傷害（入院）		1日につき	1,100円
後遺障害	第1級		600,000円
	第2級		480,000円
	第3級		420,000円
	第4級		360,000円
	第5級		300,000円
死亡			600,000円

注　傷害は最低15,000円～最高110,000円